

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金のご案内

令和3年度の住民税均等割非課税世帯や、3年1月以降に新型コロナウイルス感染症の影響で家計急変のあった世帯を支援する給付金です。なお、給付金を受け取るには手続きが必要です。

給付金の支給額

1世帯当たり10万円(1回のみ)

※非課税世帯に対する給付金と家計急変世帯に対する給付金の両方を受け取ることはできません

給付金の支給時期

確認書(または申請書)を受け付けた日から3週間後を目安に給付します

支給対象と申請の有無

支給対象は、下記のいずれかにあてはまる世帯です。

3年12月10日時点で市内に住んでいる世帯
全員の3年度の「住民税均等割が非課税」である世帯

3年1月1日以前から
世帯全員が、現住所に
住んでいる

3年1月2日以降、世帯
の中に転入してきた
人がいる

3年1月以降収入が減少し、収入が「住民税非課税相当」となった世帯(家計急変世帯)

確認書を返送してください

確認書を郵送しました。中身を確認の上、期限
までに返送してください

申請が必要です(9月30日まで)

申請書(市役所1階福祉政策課と社会福祉協議会に用意。ホームページからもダウンロード可)に必要事項を記入して郵送してください



制度の詳細や申請方法は市公式ホームページをご覧ください



DV(ドメスティック・バイオレンス)など*で避難中の方でも受給できる場合があります

*ストーカー行為や児童虐待など、これに準ずる行為を含む

●住所地以外に避難している

●住所地の世帯が既に給付金を受け取っている場合で、一定の要件を満たしている

詳細は下記のコールセンターへお問い合わせください